

第2節 賃金、労働時間の動向

賃金は、景気が回復し、所定外労働時間が増加したため、2003年には所定外給与が増加に転じ、現金給与総額の減少幅は縮小した。そして、2005年には所定内給与、特別給与がともに増加し、現金給与総額は5年ぶりの増加となった。しかし、所定内給与の伸びは力強さに欠け、2006年には再び減少した。小規模事業所の賃金は低下が続いており、事業所規模間の賃金格差は拡大するとともに、非正規雇用割合の上昇によって、所定内給与の伸びは抑制されている。2006年の賃金は、所定外給与と特別給与の伸びによって牽引されており、企業業績の動向と労働者の賃金の結びつきも強まっている。また、所定外労働時間が5年連続で増加する中で、2006年には総実労働時間も増加し、労働時間短縮の動きは停滞している。

(現金給与総額は微増)

賃金は、2005年には所定内給与及び特別に支払われた給与（以下「特別給与」という。）がそれぞれ5年ぶり、8年ぶりに増加に転じたことを受け、現金給与総額は5年ぶりの増加となったが、2006年の現金給与総額は前年比0.3%増と、2年連続の増加ながら小幅な伸びにとどまった。

特別給与の大部分は賞与であるが、夏季賞与の支給状況をみると、2006年は前年比1.3%増と、2年連続の増加となった。年末賞与の支給状況をみると、前年比0.1%増と3年連続の増加となった。これらは、2002年以降企業業績が改善を続ける中、2004年以降その業績を賞与に反映させる傾向が続いている結果であると考えられる（第7表）。

(所定内給与の動き)

所定内給与は、2005年4月に2000年11月以来53ヶ月ぶりに前年同月比でみて増加に転じ2005年平均で前年比0.2%増となったが、2006年は前年比0.3%減となった。

この要因について一般労働者の給与寄与、パートタイム労働者の給与寄与、パートタイム労働者構成比寄与にそれぞれ分けてみると、パートタイム労働者の給与寄与が0.1%ポイントの引上げ寄与となったものの、一般労働者の給与寄与が0.2%ポイントの引下げ寄与、パートタイム労働者構成比の上昇が0.2%ポイントの引下げ寄与となった（第8図）。

所定内給与では、パートタイム労働者構成比が高まったため、それが引下げに作用したが、2006年は、パートタイム労働者が増加しただけでなく、一般労働者も増加している。毎月勤労統計調査では、その増加している一般労働者の中にフルタイムで働く非正規雇用者も含まれており、非正規雇用者は正規雇用者に比べて賃金が低いことから所定内給与の引下げ要因として作用している面もあると考えられる。

(総実労働時間は増加)

総実労働時間は、2006年に入ってから、所定外労働時間の増加幅が拡大したことや、所定内労働時間も微増となったことから、総実労働時間は増加に転じ、前年比0.5%増となった（第9表）。

年間総労働時間は、完全週休二日制の広がりとともに1990年代を通じて大きく削減されたが、2000年代に入ってから所定外労働時間の増加もあり、労働時間短縮の動きは停滞している。

第7表 内訳別賃金の推移

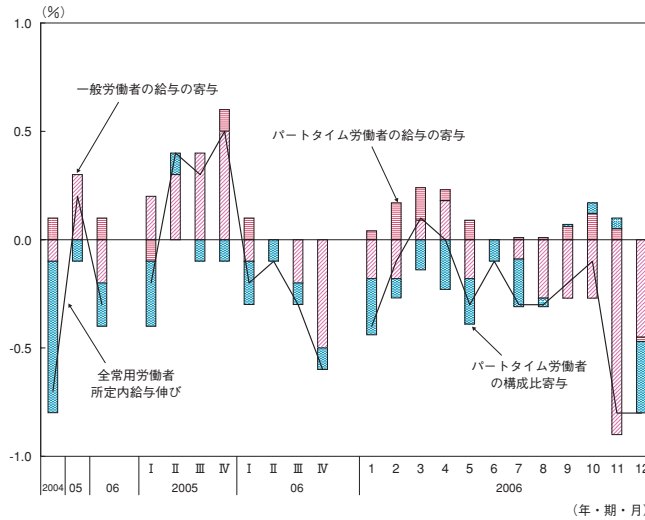
(単位 円、%)

年・期	現金給与総額		きまって支給する給与				特別給与	実質賃金
	(一般労働者)	(パートタイム労働者)	所定内給与	所定外給与	パートタイム労働者	パートタイム労働者		
額								
2002年	343,480	413,752	93,234	278,933	261,046	17,887	64,547	
03	341,898	414,089	94,026	278,747	260,153	18,594	63,151	
04	332,784	413,325	94,229	272,047	253,105	18,942	60,737	
05	334,910	416,452	94,514	272,802	253,497	19,305	62,108	
06	335,774	417,933	95,232	272,614	252,809	19,805	63,160	
前年比								
2002年	-2.9	-1.8	-3.0	-1.7 (-1.4)	-1.7 (-1.3)	-1.3 (-0.1)	-7.9 (-1.6)	-1.9
03	-0.7	0.1	0.8	-0.4 (-0.3)	-0.7 (-0.5)	3.5 (0.2)	-2.5 (-0.5)	-0.4
04	-0.7	0.3	0.6	-0.4 (-0.3)	-0.7 (-0.5)	4.8 (0.3)	-1.8 (-0.3)	-0.7
05	0.6	0.7	0.5	0.3 (0.2)	0.2 (0.2)	1.6 (0.1)	2.1 (0.4)	1.0
06	0.3	0.3	0.7	0.0 (0.0)	-0.3 (-0.2)	2.6 (0.1)	1.5 (0.3)	-0.1
前年同期比								
2005 I	0.0 [99.7]	0.5	-1.1	-0.2 (-0.2)	-0.2 (-0.2)	0.8 (0.1)	7.9 (0.3)	0.2
II	1.0 [100.1]	0.9	0.8	0.5 (0.4)	0.4 (0.3)	2.1 (0.1)	3.1 (0.6)	1.1
III	0.4 [99.6]	0.4	0.8	0.4 (0.3)	0.3 (0.2)	1.8 (0.1)	0.2 (0.0)	0.9
IV	1.1 [100.4]	0.9	1.3	0.6 (0.4)	0.5 (0.3)	1.9 (0.1)	1.9 (0.6)	2.0
06 I	0.3 [99.9]	0.2	1.6	0.1 (0.1)	-0.1 (-0.1)	2.7 (0.2)	3.0 (0.1)	0.4
II	0.6 [100.6]	0.9	0.5	0.0 (0.0)	-0.1 (-0.1)	2.4 (0.1)	3.1 (0.6)	0.5
III	0.1 [99.8]	0.1	0.3	-0.1 (-0.1)	-0.3 (-0.2)	2.8 (0.2)	0.8 (0.1)	-0.7
IV	0.0 [100.5]	0.1	0.6	-0.3 (-0.2)	-0.6 (-0.4)	2.5 (0.1)	0.8 (0.2)	-0.5
07 I	-0.7 [99.2]	-0.5	-0.9	-0.5 (-0.2)	-0.5 (-0.5)	0.4 (0.0)	-9.2 (-0.3)	-0.7

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1) [] 内は現金給与総額の季節調整指数。
 2) 季節調整の方法は、センサス局法(X-12ARIMA)のなかのX-11デフォルト)による。
 () 内は現金給与総額の前年(同期)比への寄与度(厚生労働省労働政策担当参事官室試算)であり、各要素(給与の種類)の前年からの増減、前年の現金給与総額に対する比率となる。その合計は現金給与総額の増減率に等しくなる(ただし、四捨五入の関係等から必ずしも一致しない)。
 3) 調査産業計、事業所規模5人以上。
 4) 前年比などの増減率は調査対象事業所の抽出替えに伴うギャップ等を修正した指数(2005年=100)から算出している。

第8図 所定内給与の増減要因分解



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」より厚生労働省労働政策担当参事官室にて試算

- (注) 1) 一般労働者とパートタイム労働者の双方を含む常用労働者全体の所定内給与の増減率に対し、一般労働者の所定内給与の増減、パートタイム労働者の所定内給与の増減、一般労働者とパートタイム労働者の構成比の変化の3つの要素が与えた影響の度合いを示したものである。具体的な要因分解の方法は、次式による。

$$\frac{\Delta W}{W} = \frac{\Delta Wn}{W} \frac{(1-r) + (1-r-r\Delta r)}{2} + \frac{\Delta Wp}{W} \frac{(r+\Delta r)}{2} + \frac{\Delta r}{W} \frac{(Wp + (Wp + \Delta Wp) - Wn - (Wn + \Delta Wn))}{2}$$

△ Wn : 一般労働者の給与寄与 △ Wp : パートの給与寄与 △ r : パートタイム労働者の構成比寄与

W : 所定内給与

() は労働者計、添字 n は一般労働者、p はパートタイム労働者、Δ は対前年同期からの増減を示す

r : パートタイム労働者の構成比

- 2) 調査産業計、事業所規模5人以上。
 3) 常用労働者全体、一般労働者、パートタイム労働者のそれぞれについて、所定内給与指数に基準数値を乗じて所定内給与の時系列接続が可能となるように修正した実数値を算出し、これらの数値をもとにパートタイム労働者構成比を推計している。

第9表 月間平均労働時間

(単位 時間)

年	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
1990	172.0 [2,064]	159.0	13.0
95	159.2 [1,910]	149.6	9.6
2000	154.4 [1,853]	144.6	9.8
01	153.0 [1,836]	143.6	9.4
02	152.1 [1,825]	142.6	9.5
03	152.3 [1,828]	142.3	10.0
04	151.3 [1,816]	141.0	10.3
05	150.2 [1,802]	139.8	10.4
06	150.9 [1,811]	140.2	10.7

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1) 数値は、調査産業計、事業所規模5人以上のもの。
 2) [] 内は、各月間平均値を12倍し、小数点以下第1位を四捨五入した年間総実労働時間である。